

# あさぎり町小規模工事等契約希望者登録申請受付について

## 1. 小規模工事等契約希望者登録制度について

この制度は、あさぎり町内で建設業などを営む人で、入札参加資格審査は受けていなくても小額で内容が軽易な工事などの受注・施工を希望する人を登録し、町が発注する小規模な建設工事や修繕などにおいて積極的に業者選定の対象とすることにより、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化に寄与することを目的としています。

小規模工事の範囲は次の各号の全てに該当するものです。

- ① 町が発注する小規模な建設工事や修繕など
- ② その内容が軽易で、かつ履行の確保が容易なもの
- ③ 1件の工事金額が30万円以下のもの

### 契約者の決定

契約者の決定は、原則として複数の業者での見積合わせにより最低価格を提示した人と契約することになります。

また、見積り合せに指名されても、都合により辞退することができます。但し、発注課に辞退届を提出して下さい。

### 施工方法

施工は、あさぎり町契約規則、その他関係法令や規則に基づき信義に従い誠実に履行しなければなりません。なお、いわゆる丸投げなどの一括下請けは禁止されていますので、必ず自ら施工できる範囲の業種(最大3業種)で登録してください。

そして、現場の施工管理は、必ず代表者又は直接かつ恒常的に雇用されている代理人が行ってください。

## 2. 登録できる人・できない人

### 登録できる方

あさぎり町内に主たる事業所または住所を置いて建設業などを営んでいる人で、建設業の許可の有無や経営組織、従業員数は問いません。

### 登録できない人

次の各号のいずれかに該当する人は、登録することはできません。

- ① あさぎり町内に主たる事業所も住所も有しない人
- ② 破産者で復権を得ていない人
- ③ あさぎり町契約規則に基づく工事の入札参加有資格者名簿に登録されている人
- ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許などを有しない人  
例：電気工事、管工事、消防施設工事
- ⑤ 町税を滞納している人
- ⑥ 公共工事の相手方として不相当と認められる人

### 3. 登録申請の方法

登録を希望する人は、登録申請書に次に掲げる書類を添付して提出してください。

- ① 町税の納税証明書(申請時1ヶ月以内のもの)
- ② 登録をしようとする人が法人の場合は、商業登記簿謄本
- ③ 登録をしようとする人が個人の場合は、運転免許証、個人番号カード、身分証明書などの氏名および住所が確認できる書類の写し
- ④ 希望する業種を履行するために必要な資格、免許などを証明する書類の写し

### 4. 登録申請書の配布・受付

申請受付期間は、令和7年4月1日(火)から令和7年4月30日(水)までです。

**登録有効期間は、令和9年3月末日まで**となります。

なお、受付期限が経過した後の受付は、「やむを得ない理由」により町長が認めた場合を除き、随時の受付は行いません。

次回の追加受付は、令和8年4月を予定していますが、登録有効期間は今回と同じ令和9年3月末日までとなります。

登録申請書の配布・受付は、総務課で行います。

なお、申請書は、町ホームページからもダウンロードできます。

### 5. 名簿の活用及び公表

小規模工事等契約希望者登録名簿は庁内に公開し、小規模工事などの業者選定に活用されます。また、契約制度の透明性確保のために閲覧公開しますのであらかじめご了承下さい。

また、この登録名簿に登録されても指名や契約を約束するものではありません。

なお、登録後に町税を滞納していることが明らかになった場合は、完納までの期間は、指定の対象外となります。

### 6. 登録事項の変更等

登録名簿に登録された後で、登録事項に変更があった時や事業を廃止した時には、小規模工事等契約希望者登録事項変更届・廃止届を速やかに提出してください。

### 7. 登録の取り消し

登録名簿に登録されている人が、次のいずれかに該当した場合は、登録を取り消します。

- ① 2の「登録できない人」に該当するようになった場合
- ② 倒産または破産した場合
- ③ 契約に関して談合などの独占禁止法、その他関係法令に違反する行為を行うなど不正または不誠実な行為があった場合

### 8. 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面(契約書又は請書)により契約してください。なお、契約保証金は原則として免除します。

なお、契約締結後の辞退はできませんのでご注意下さい。もし、辞退があった場合、7の③に該当するものとして登録を取り消すこともあります。

### 9. 請負代金の支払い

施工完了後の検査に合格後(手直しがあつた場合はその完了後)、請求に基づき支払います。支払いは、正当な請求を受けた日から30日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。